

2023（令和5）年度 特定保健用食品技術部会の活動について考えること

特定保健用食品技術部会 部会長 株式会社明治 川手 雄二

特定保健用食品（以下、トクホ）は、国が安全性・有効性を審査し、表示を許可する制度として、導入から30年以上が経過しています。最近では、事業者責任で表示する機能性表示食品に押され、新規申請件数は大きく減っています。この大きな要因としては、商品上市までの期間や費用が過大である反面、その対価が非常に小さいこと（表示できる機能性範囲が狭く、文言が弱い等）が挙げられる。また、疾病リスク低減表示は特定保健用食品でのみ認められているが、その拡大・拡充の意見に対して、疾病名の表示によって治療の機会を喪失するとの反対意見が挙げられる等、その検討の歩みは遅いと言わざるを得ません。しかしながら、食習慣による疾病発症リスクの増減を背景に、疾病リスク低減表示はCodexガイドラインに明示され、欧米をはじめ、多くの国・地域で実施されており、日本の状況は疾病リスク低減の機会を喪失しているとも言えます。

このような中で、2023（令和5）年度は、今年度と同様、①予見性の確保や事務手続きの簡素化、②疾病リスク低減表示の拡大・拡充、③（事業者の自発的な取組みとして）特定保健指導での活用、に取り組む予定です。多くの事業者にご参加いただき、特定保健用食品が利用しやすく、魅力のある制度として運用され、消費者の健康寿命の延伸に寄与するために、精力的に調査研究したいと考えています。

WG1：事業者が利用しやすい制度運用の確保（現行制度での運用改善、行政当局への提案・協働）

テーマA：消費者庁との取り組み ～負担軽減に向けて～

今年度の通知改正において、多くの負担軽減が実現された。現行トクホ制度における主に実務的な課題を改善するための提案をまとめ、行政当局に提案・協働してきた結果と考えている。この通知改正の運用を明確化すると同時に、新たな課題解決を図っていきたい。

テーマB：消費者委員会との取り組み ～審査の見える化に向けて～

トクホの申請書類は食品安全委員会／消費者委員会で審査されるため、審査時に求められる情報の記載、指摘事項に対応する際の要点、などを事前に明らかにしておくことが重要である。しかしながら、消費者委員会の審査では議事録しか公表されておらず、①技術部会では議事録の読み込みと解析を継続して実施、②消費者委員会に評価書の公表を要望、これらを通じて審査の見える化を進め、申請事業者の予見性確保につなげていきたい。

WG 2：保健機能食品制度の中の位置づけの明確化（トクホ制度見直し検討に協働したとりまとめ、積極的な提案）

テーマA：疾病リスク低減表示トクホの拡大・拡充に向けて

これまで、疾病リスク低減表示の拡大を目指し、海外制度、申請ガイドンス案、生活習慣病にフォーカスした表示の在り方等の調査研究を実施してきた。一方、現状行政における拡大・拡充検討では、海外制度と比較して対象が狭く、消費者の健康寿命延伸に大きく貢献できるものとなっていない。そのため、これまでの調査研究を継続するとともに、行政での検討に提案等を行っていききたい。

テーマB：トクホのわかりやすい表示に向けて

トクホ制度見直しを検討するには、保健機能食品制度全般を考える必要がある。消費者の制度理解度の向上が進まない中、行政における消費者教育の必要性和事業者との協働、消費者への情報提供や表示文言の在り方検討、健康食品産業協議会の各分科会や健康と食品懇話会などとのコミュニケーション等を通して、保健機能食品制度全般からトクホ制度の見直しを検討していききたい。

WG 3：トクホ活用の促進に向けた取組み（行政や保健関連団体を巻き込んだトクホ活用の仕組みづくりと普及啓発）

テーマA：特定健診・保健指導でのトクホ利用に向けて

特定健診・保健指導でのトクホ活用など、行政等の健康施策と連携・連動したトクホ活用の仕組みづくりを進めている。厚生労働省、消費者庁、地方自治体、医師会や栄養士会等職域団体とのコミュニケーションを密にし、具体策の検討推進を行い、一定の枠組みができてきた。23年度はこれまでの成果を活かして、より具体的なトクホ活用策を推進していく。他にもトクホ全体を網羅した冊子「トクホごあんない」の見直しや、保健指導をターゲットとしたリーフレット等の作成・活用を進めており、継続してトクホ活用促進に向けた取組みを進めていききたい。

以上